

山鹿市観光関連事業者支援金 Q&A

■概要

Q1. 支援金の概要について

A1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、令和3年3月または4月の売上が前々年または前年同月比で20%以上減少している観光関連事業者を対象に、基準売上額及び売上減少率に応じた支援金を支給するものです。

■対象業種・支給額算定について

Q2. 支給対象となる業種は？

A2. 中小企業基本法に規定する中小企業者または個人事業者で、山鹿市内の店舗(事業所)で、申請要領に掲げる業種を営む事業者となります。

中小企業法第2条第1項

※「資本金等の額」または「常時使用する従業員の数」いずれかを満たせば中小企業者に該当

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業・運輸業 その他の業種	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

具体的には以下のとおりです。

- ・宿泊業・・・「サービス業」
- ・貸切バス事業・・・「製造業・運輸業・その他」
- ・タクシー事業・・・「製造業・運輸業・その他」
- ・運転代行業・・・「サービス業」
- ・公衆浴場業・・・「サービス業」
- ・飲食業・・・「小売業」
- ・土産店・・・「小売業」
- ・取引事業者・・・それぞれの事業内容により異なります。中小企業庁のHP(相談・情報提供→中小企業施策 FAQ1「中小企業の定義について」)をご確認ください。

URL: https://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm

また、対象業種であっても以下の場合、支給対象外となります。

- ・山鹿市内に事業所(店舗)を有しない事業者
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」を行う事業者

Q3. 複数の業種(店舗)を営んでいる場合は？

A3. 複数の業種を営んでいる場合、対象となる業種の基準売上額及び売上減少率により支給の可否や支給額を決定します。対象となる全ての業種の売上を合算してください。また、対象業種について複数の店舗を有する場合は、市内の対象店舗全ての売上を合算した上で基準売上額等を算定します。

この場合、確定申告書類等と併せて、対象となる業種(店舗)についての売上が確認できる資料(売上台帳等)を提出してください。

(例)

- ・支給対象外となる業種(建設業など)と飲食店を経営
→ 飲食店の売上額及び売上減少率で判断
- ・飲食店を山鹿市内で3店舗、山鹿市外で1店舗経営
→ 山鹿市内の3店舗合算の売上額及び売上減少率で判断
- ・飲食店と公衆浴場を経営
→ 両業種とも支給対象であるため、合算して売上額及び売上減少率を算定
- ・卸売業(宿泊・飲食店との取引あり)と飲食店を経営
→ 両業種とも支給対象であるため、合算して売上額及び売上減少率を算定

Q4. 複数の事業所や部門がある場合、切り分けて申請することはできるのか？

A4. 申請は、1事業主あたり1回限りとし、事業所や部門などが個々に申請することはできません。

【宿泊業について】

Q5. 民泊を営んでいるが対象となるか。

A5. 旅館業法による許可を得て事業を営んでいる場合は対象となりますが、住宅宿泊事業者法による届出に基づき営業している場合は対象外となります。

【飲食業について】

Q6. 飲食店営業許可を得てイートインスペースを設置している場合、飲食業として支給対象となるか。

A6. 本支援金の対象は、以下の①または②に該当する事業者です。

①客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で飲食させる事業所(食堂、レストラン、居酒屋、バー、スナック、喫茶店など)

②客の注文に応じ調理した飲食料品をその場所で提供又は客の求める場所に届ける事業所(持ち帰り・配達飲食サービス)

飲食料品を作り置き、客の求めに応じて販売する事業所(製造・小売業に該当)は本支援金における飲食業には含みません。よって、コンビニやスーパーなどに販売物を

飲食するためのスペースを設けているにすぎない場合は、飲食店営業許可を得ていても本支援金の対象外とします。

【土産店について】

Q7. 観光土産品の定義は？

A7. 土産品に市内の地域名を冠した商品、市内の観光資源を絵又は文字等をもってデザインした商品、市内で製作された工芸品、市内の特産物を原材料に使用した商品を行います。また、着地型観光商品とは、観光客を相手に提供する体験プログラムを行います。観光客を対象に観光土産品を販売していることの証明として、販売品目のリストを提出していただくこととしています。

Q8. 観光土産品を一品でも扱っていれば対象となるか？

A8. 対面で主に地域外からの消費者向けに商品の販売を行う事業者を対象としているため、スーパーなど主に地域内の消費者を対象として事業を営んでいる事業者が観光土産品を取り扱っていても対象とはなりません。

【取引事業者について】

Q9. 卸売業者を通じて市内の宿泊施設・飲食店に販売しているが、支援金を受け取れるか？

A9. 市内の宿泊施設・飲食店と直接取引をしている事業者に限らせていただいていますので、支給対象外となります。

Q10. 宿泊施設や飲食店以外とも取引をしているが、売上に占める割合などの制限はあるか？

A10. 市内に宿泊施設または飲食店との、定期的な取引があれば支援対象となり、売上に占める割合などの制限はありません。

Q11. 売上が20%以上減少していることが条件となっているが、これは宿泊・飲食店向けの売上を比較するのか？

A11. 宿泊・飲食店向けだけでなく、対象となる財やサービスの提供に係る全ての売上を合算して比較してください。

Q12. たまたま先月に飲食店との取引があったがこの支援金を受け取れるか？

A12. スポットでの取引は対象外となります。毎週・毎月など定期的な取引が行われていることが条件となります。反復継続した取引の証明として、過去1年間(令和2年5月から令和3年4月まで)のうちに市内の宿泊施設・飲食店と直接取引を行ったことが確認できる書類(契約書・請求書・納品書等の写し)の提出をお願いします(申請書に記載した店舗との取引に関する書類を2回分)。

■ 申請要件

【申請主体】

Q13. 閉店・事業譲渡を行った(予定している)場合に申請できるか？

A13. 本支援金は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている事業者に対して支援金を支給することで事業の継続・安定を図ることを目的とするものであり、引き続き山鹿市内で事業活動を行う明確な意思を有する者であることが申請要件です。よって、申請時点で既に閉店・廃業している場合はもちろん、閉店・廃業を予定している場合も支給対象外となります。

Q14. 個人事業者で、事業を引き継いだ場合の取り扱いは？

A14. 税務署に個人事業の開業・廃業届出書を提出しており、令和元年分または令和2年分の確定申告書類の控えに記載されている住所・氏名から事業の引継ぎが行われていることが明記されている場合、事業承継の特例として、従来事業を行っていた者(継承元)の売上を基準に支給額を算定することが可能です。

店舗や商号等を引き継ぐ場合でも、「個人事業の開業・廃業届出書」において事業の引継ぎが選択されていない場合は、「新規開業」として取り扱います。

※法人においては、合併法人(履歴事項全部証明書に合併の記載があること)は、合併前の売上を基準に支給額を算定できることとしますが、事業譲渡により事業を行っている場合は「新規開業」として取り扱います。

※新規開業における基準売上額等の算定方法については、『基準売上額等の算定に係る新規開業特例について』をご確認ください

Q15. 個人事業者から法人化した場合の取り扱いは？

A15. 個人事業者から法人化した場合は、証拠書類として「個人事業の開業・廃業届出書」(「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、法人名・代表者名が申請内容と一致していること)を提出してください。法人化前の売上を基準に支給額を算定することが可能です。

【売上減少の確認】

Q16. 令和3年3・4月の全ての期間の売上が20%以上減少している必要があるのか？

A16. 任意の月(いずれか1ヶ月)の売上が前々年または前年同月比で20%以上減少していれば、支給対象となります。

Q17. 算出方法における売上とは何か？

A17. 確定申告書類において事業収入として計上するものです。収入の総額から経費等を差し引いた利益ではありません。また、不動産収入や給与収入、雑所得等は含みません。また、持続化給付金等の支援金・補助金については売上に含みません。

※複数の業種を営まれている場合、応援金の対象となる業種に係る売上により、基準売上額及び減少率を算出してください(Q3を参照してください)

※市外を含めた複数の事業所(店舗)を有している場合、市内の事業所(店舗)の売上により基準売上額及び減少率を算出してください(Q3を参照してください)。

【市税に滞納がないことの確認】

Q18. 証明書の添付は不要なのか？

A18. 山鹿市内に住所を有する個人及び法人については、申請手続きの簡略化及び感染症防止対策として、申請後に市において滞納がないことを確認しますので、証明書の提出は不要です。税関係情報の記録調査に同意のうえ申請してください。

・個人事業者のうち山鹿市外に住所を有する方については、お住いの市町村において税に滞納がないことを証明する書類(未納がない証明等)を取得し、原本を提出してください(山鹿市税に滞納がないことも確認します)。

■申請書類について

Q19. 税関係の申告書について、收受印が必要か？

A19. 確定申告書(住民税申告書)の控えには、收受日付が押印(e-taxにより申告した場合は受信通知が添付)されていることが必要です。收受日付が押印された申告書をお持ちでない場合はご相談ください。

■その他

Q20. 代理の名義で申請は可能か？

A20. 申請は、法人(代表者)、個人事業者ともに、本人による申請となります。申請の際、身近な方や日頃手続きのご相談をされている方などに、申請の支援をして頂くことは問題ありません。

Q21. 国の一時・月次支援金や県の休業要請協力金等との併給は可能か？

A21. 本支援金については、他の給付金や協力金、各種補助金等との併給は可能です。

Q22. 支援金の使い方に制限はあるのか？

A22. 用途は限定していないため、個々の状況に応じて事業継続のために広くお使いいただけます。

Q23. 応援金は課税対象となるのか？

A23. 応援金は、所得税・法人税の課税対象となり、次の申告において収入として計上する必要があります。詳しくは、税務署や税理士にお尋ねください。

Q24. 申請方法は郵送だけなのか？

A24. 感染防止対策として、郵送での申請にご協力をお願いします。

Q25. 申請から支給までどれくらいの期間がかかるか？

A25. 申請の受理後に、市税の納付状況等の確認を行い、要件を満たしていれば、支給の決定通知書を申請者に送付します。申請内容に不備がなければ、申請書受付後2～3週間程度で指定の口座に振込みます。